

当社の取り組みの状況

ガバナンス Governance

■コンプライアンスの徹底

<コンプライアンス体制>

当社は、法令遵守の基本精神に則り、「経営理念」・「経営ビジョン」・「行動指針」・「行動規範」、法令、定款、社会倫理の遵守を役員および社員全員へ周知しています。

また、「リスクマネジメント委員会」で法令遵守に関する施策の推進を行い、周知に当たっては「コンプライアンスガイドブック」等を活用し、コンプライアンスに対する役員および社員の責任を明確にし、社内規程を整備するとともに周知することで法令遵守を推進しています。

<内部通報制度>

当社は、コンプライアンス強化のため、社内・社外に相談・通報のための内部通報窓口を設け、公益通報者保護法に基づき内部通報に関する規程を定め「リスクマネジメント委員会事務局」ならびに中立・公正を有する社外窓口で法令、社内規則および企業倫理に違反する行為に関する相談への対応を行います。なお、これらの相談・通報については、秘密を厳守し、相談者・通報者に対し当該相談・通報をしたことを理由として不利益な取扱いはいたしません。

<監査部>

当社は、社長直轄の「監査部」を置き、各部門等の内部統制システムの構築および運用状況を監査しています。